

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 契約の目的 工事名 R5隼人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほか工事（建築）
工事場所 霧島市隼人町真孝地内
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）による
- 3 契約の金額 金399,630,000円
- 4 契約の相手方 企業体名 安田・曾山・末広特定建設工事共同企業体
所在地 霧島市国分清水三丁目26番5号
代表者の氏名 安田建設工業株式会社
代表取締役 安田 茂

（提案理由）

R5隼人中学校校舎（27号棟）長寿命化改良ほか工事（建築）について、請負契約を締結しようとするものである。

（参考）

工期、入札状況等については、別紙のとおり。

(別 紙)

R 5 隼人中学校校舎 (27号棟) 長寿命化改良ほか工事 (建築)

1 工事概要

校舎長寿命化改良工事(鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積603㎡)及び北渡り廊下改築工事(鉄骨造3階建て 延べ面積619㎡)に伴う建築工事

2 工 期

着工予定年月日 議会の議決を得た日から起算して2日目

完成予定年月日 令和6年3月31日

3 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以内で失格基準価格以上の者のうち、「総合評価方式」によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

4 評価の方法

評価値＝技術評価点(標準点＋加算点)／入札価格×定数(100,000,000)

標準点は、入札参加者全員に与えられる点数であり、調査基準価格以上の入札価格で入札した者は100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者は70点とする。

加算点は、技術資料等を踏まえて「総合評価方式(特別簡易型)における評価項目及び評価基準」に基づいて算定した点数であり、10点を満点とする。

5 入札状況

| 入札業者名 | 入札金額 | 技術評価点 | 評価値 | 備考 |
|---|--------------|-------|---------|---------------------------|
| 鎌田・ダイサン・新中 特定建設工事共同企業体 代表者 鎌田建設株式会社 代表取締役 鎌田 善政 | 398,000,000円 | 108.6 | 27.2864 | |
| 安田・曾山・末広 特定建設工事共同企業体 代表者 安田建設工業株式会社 代表取締役 安田 茂 | 363,300,000円 | 106.9 | 29.4247 | 落札 消費税額 36,330,000円 |
| 南・小永吉・松下 特定建設工事共同企業体 代表者 南建設株式会社 代表取締役 南 博人 | 389,600,000円 | 105.3 | 27.0277 | |
| ヤマグチ・福地・末重 特定建設工事共同企業体 代表者 ヤマグチ株式会社 代表取締役 山口 克典 | 394,000,000円 | 109.1 | 27.6904 | |
| 堀之内・今村・徳田 特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社堀之内建設 代表取締役 堀ノ内 茂樹 | 396,000,000円 | 104.8 | 26.4646 | |
| 佐々木・川原・津田和 特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社佐々木組 代表取締役 佐々木 祐輔 | 396,000,000円 | 104.2 | 26.3131 | |